

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東邦大学医学部東邦会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、東邦大学医学部の健全なる発展のための後援、医学はもとより自然科学に関する公開研修、公開講座を開催し、これらの中で未知、未解のものを究明するため研究努力する国内外の後進、在校生、留学生、教職員、卒業生を応援、奨学金、研究費を給与し、また国内外における医療支援を行うことをもって医学教育、研究、医療の充実発展向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 東邦大学医学部の後援
- (2) 医学を中心とする自然科学に関する公開による研修会、講演会等の開催
- (3) 国内外における医療支援
- (4) 奨学金及び研究費の給与及び援助
- (5) 機関誌及び会員名簿の刊行
- (6) 東邦会館の管理運営
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 社員

### (法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 東邦大学医学部及び前身校（以下、「母校」という。）の卒業生。
- (2) 特別会員 母校の卒業生を除く母校の現旧教員。
- (3) 準会員 東邦大学医学部学生、母校の卒業生を除く大学院学生。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

### (社員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員、準会員、特別会員になろうとする者は、理事会の定めるところ

ろにより入会申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

2 入会は、社員総会において定める入会及び退会規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、東邦大学医学部学生で準会員として入会した者は、母校の卒業をもって正会員になるものとする。

#### **(経費の負担)**

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員となった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める会費規程に基づく金額を支払う義務を負う。

#### **(任意退社)**

第8条 会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

#### **(除名)**

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### **(社員資格の喪失)**

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人の審判があったとき。
- (3) 死亡又は解散したとき。
- (4) 総社員が同意したとき。

### 第4章 社員総会

#### **(構成)**

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

#### **(権限)**

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更

(7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第14条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

#### (開催)

第13条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度1回5月に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の10分の1以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

4 前項第2号の請求をした社員は、つぎの場合には、裁判所の許可を経て、社員総会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。

(2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

#### (招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

#### (議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から1名選出する。

#### (議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき、1個とする。

2 議決は原則として無記名投票による。

#### (決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の20分の1以上を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は社員として決議に加わることはできない。

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

#### **(書面表決等)**

第18条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決し、若しくは他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、総社員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### **(議事録)**

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

#### **(社員総会運営規則)**

第20条 社員総会に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において別に定める社員総会運営規則による。

### 第5章 役員及び会計監査人

#### **(役員及び会計監査人の設置)**

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上11名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長とする。

3 会長及び副会長以外の理事のうち1名を専務理事、3名を常務理事とする。

4 第2項の会長及び副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の専務理事及び常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

5 この法人に会計監査人を置く。

#### **(役員及び会計監査人の選任)**

第22条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

2 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある

者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

3 会長、副会長及び専務理事並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、その旨を社員総会に報告する。

4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

#### **(理事の職務及び権限)**

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び専務理事並びに常務理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### **(監事の職務及び権限)**

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### **(会計監査人の職務及び権限)**

第 25 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

#### **(役員及び会計監査人の任期)**

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がなされたときは、再任されたものとみなす。

#### **(役員及び会計監査人の解任)**

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

#### **(役員及び会計監査人の報酬等)**

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

2 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

3 会計監査人に対する報酬等は、監事の全員の同意を得て、理事会において定める。

#### **(責任の免除又は限定)**

第 29 条 この法人は、理事及び監事並びに会計監査人の一般法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部理事又は外部監事との間で、前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第 6 章 理事会

#### **(構成)**

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### **(権限)**

第 31 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時、場所、目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (6) 一般法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任の免除及び責任限定契約の締結

#### (開催)

第 32 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 一般法人法第 93 条の規定により、会長以外の理事から会議の目的である事項を示して会長に招集の請求があったとき又は当該理事が招集したとき。
- (3) 一般法人法第 101 条の規定により、監事から会長に理事会の招集の請求があったとき又は当該監事が招集したとき。

#### (招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 前条第 3 項第 2 号後段による場合、その請求をした理事が理事会を招集する。

4 前条第 3 項第 3 号後段による場合、その請求をした監事が理事会を招集する。

5 会長は、前条第 3 項第 2 号前段又は第 3 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

#### (議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、他の理事がこれに当たる。

### **(決議)**

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の採決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に、理事として表決に加わることはできない。

### **(決議の省略)**

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

### **(議事録)**

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

### **(常任理事会)**

第 38 条 この法人の理事会業務の円滑な運営をはかるため、理事会に常任理事会をおくことができる。

### **(理事会運営規則)**

第 39 条 理事会及び常任理事会に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

## 第 7 章 会計

### **(事業年度)**

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

### **(事業計画及び収支予算)**

第 41 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 会長は前項の書類を社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

3 第 1 項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

### **(事業報告及び決算)**

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 5 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告及び会計監査報告を定時社員総会の日から2週間前の日から主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 この法人は、第1項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会において総社員半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。

### (解散)

第44条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

### (剰余金の処分等)

第45条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

### (残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 名称許諾

### (名称許諾)

第47条 この法人は、地域における会員活動の推進、会員間の交流を振興するため、別に定める基準により任意の団体が東邦会〇〇支部(〇〇は地域名等)の呼称を使用することを許諾する。

2 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 任意機関の設置

### (委員会)

第48条 この法人に、任意の非常設機関として、委員会を置くことができる。

- 2 前項の委員会は、次に掲げる事項を行う。
  - (1) この法人の業務運営の計画案を策定し、理事会に提出すること。
  - (2) その他理事会から諮問された事項について参考意見を提出すること。
- 3 第1項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。
- 4 委員会の委員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 5 第1項の委員会の議事の運営の詳細は理事会において定める。

#### **(顧問)**

第49条 この法人に、任意の非常設機関として、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、名誉職として次の職務を行うことができる。
  - (1) 会長の相談に応じること。
  - (2) その他理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問は、母校の卒業生及び母校関係者のうちからこの法人に特に功労があったものを理事会において任期を定めた上で選任する。
- 5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 6 前項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

### 第11章 事務局及び職員

#### **(事務局)**

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 職員は会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の臨時職員は会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の決議により別に定める。

### 第12章 公告の方法

#### **(公告の方法)**

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第13章 情報公開及び個人情報の保護

#### **(情報公開)**

第52条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

#### (個人情報保護)

第 53 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

### 第 14 章 雑則

#### (前身校)

第 54 条 第 5 条にある前身校とは、帝国女子医学専門学校、帝国女子医学薬学専門学校医学科、東邦女子医学薬学専門学校医学科、東邦医科大学のことをいう。

#### (代表の推薦)

第 55 条 学校法人東邦大学、公共団体その他の役職に本会の代表を推薦するときは推薦権はこの法人に属する。

2 推薦は理事会が行う。

3 前項の役職を辞任したとき後任者の推薦は前 1 項及び 2 項に準ずる。

4 理事会は推薦した委員を文書又は機関紙をもって会員に公示しなければならない。

5 推薦される委員は正会員に限る。

6 学校法人東邦大学の寄附行為第 20 条 12 にあたる医学部卒業生(前身校も含む)6 名の評議員は理事の中から理事会の決議を経て推薦する。

#### (委任)

第 56 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

#### (理事)

舩松 洋	荏原 光夫	美島 利通	海老根 東雄
塚原 敏弘	松島 正浩	中島 麒一郎	平井 寛則

吉原 克則      星 北斗      寺園 崇  
(監事)

上野 正彦      山出 智

- 4 この法人の最初の会長は舩松 洋、副会長は荏原 光夫とする。
- 5 この法人の最初の専務理事は海老根 東雄、常務理事は美島 利通、松島 正浩、中島 麒一郎とする。
- 6 この法人の最初の会計監査人は有限責任 あずさ監査法人とする。